

工事現場の板塀などの仮囲いに表示できる許可不要の広告

【条例第7条第2項第9号・別表第2第4号】

広告物	適用除外により、許可なく設置(表示)できる基準
工事現場の板塀 などへの表示	<ol style="list-style-type: none">1 当該工事期間中に限り表示するものであること。2 絵画又は写真を表示する場合は、空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。3 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は、表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの平面積の20分の1以下であること。

禁止地域又は許可地域を問いません。

工事現場の足場シートに広告を表示する場合は壁面利用広告、板塀などの仮囲いに広告を表示する場合は広告板等の基準を適用します。(工事現場敷地内に仮設の工事現場事務所等がある場合は、その工事事業者等の広告物については、自家広告物の基準を適用することができます。現場事務所等がない場合は、一般広告物の基準で許可を得て表示する必要があります。)

工事現場が工区別に発注されている場合は、原則として、工区ごとに基準の審査を行います。